

## 【参考資料】首都圏防疫措置の強化推進計画

～（8月18日付保健福祉部報道資料（該当部分仮訳））～

### 1 必要性

○ 8月15日から首都圏で1日150名～200名前後で患者が発生しており、各地で集団感染が増加傾向にある。

\*首都圏の感染者数:(8月15日)145名→(8月16日)245名→(8月17日)163名→(8月18日)201名

○ サラン第一教会の信者名簿が不正確で非協力的なことなどにより、診断検査や隔離が円滑に行われず、地域社会への二次的な感染拡大が懸念される深刻な状況である。

－ 現在、信者達の職場などを通じて、他の宗教施設、医療機関等への追加感染が確認されており、一部感染者は大規模な集会に参加した履歴を有する。

\*現在、サラン第一教会関連の感染者は457名(8月18日12時基準)

○ 現在、ソウル・京畿地域で第2段階へ引き上げているが、集会・会合・イベント禁止など、2段階の一部強制措置は施行していない。

－ しかし、感染拡大の深刻さ等を考慮し社会的距離の確保の第2段階の中で、首都圏の防疫を強化する措置を速やかに実施し、首都圏地域の教会に対しても、宗教界と協力して防疫措置を強化することとする。

### 2 第2段階の防疫強化処置の実施案

#### (1) 第2段階の距離確保の対象地域を拡大

○ 8月16日から社会的距離の確保の段階を上げたソウル・京畿のみならず、同一生活圏である仁川を含め第2段階の措置を実施

#### (2) 首都圏の距離確保の第2段階防疫措置の強化

○ ソウル・京畿・仁川地域について、8月19日0時から次のとおり強化された防疫措置を実施。

○ 屋内50名以上、屋外100名以上が対面で集まる私的・公的な集会・会合・イベントに対して、集合禁止措置を実施。

- この場合、集会・会合・イベントとは、同じ目的を持った人々が事前に合意・約束・公開された日程により、同じ場所に集まって行われる一時的な集会・会合・イベントであり、下表のような場合を含む。

#### 〈室内50名以上/屋外100名以上の集合、禁止対象の事例〉

【イベント】展示会、博覧会、説明会や公聴会、学術大会、記念式、修練会、集会、フェスティバル・祭り、大規模コンサート、サイン会、講演など

【私的な会合】結婚式、同窓会、同好会、ピクニック、還暦祝い、葬儀、同好会、トルジヤンチ(子供の満1才のお祝い)、ワークショップ、契モイム(相互扶助のための私的な集まり)など

【各種試験】採用試験、資格証試験など(一教室内50名以内の場合は許可)

- 集合禁止措置に違反する場合、感染症予防法第80条第7号により、300万ウオン以下の罰金が賦課され、感染者発生時、入院・治療費及び防疫費に対する求償権(損害賠償)が請求される可能性がある

- 原則的に集会・会合・イベントの全体の規模を基準に集合禁止措置を実施する。

・ 試験等は空間が分割されており、移動・接触が不可な場合、分割された空間(例:教室)内の人数を基準にして実施することができる。ただし、マスク着用、距離を確保するなどの防疫ルールを徹底的に遵守しなければならない。

-政府・公共機関の公務や企業が要する経営活動は、法的義務の可否、緊急性など(\*)を考慮して、管轄の地方自治体との協議の下、人数基準を超過する集会・会合・イベントの開催が許可される。ただし、マスク着用、距離を確保するなどの防疫ルールを徹底的に遵守しなければならない。

\*①法令等に基づく活動であり、②義務的に一定人数以上が、③対面で集まる必要があり、④期限がありキャンセル・延期が不可能な場合

### <例外許容事例>

- ▲ 企業の定例株主総会(商法上の決算日から90日以内の開催義務)
- ▲ 賃金交渉のため労使協定の締結に向けた会議

○第二に、クラブ、カラオケ、ビュッフェ、ネットカフェなど、12種類の高危険施設に対しては、集合禁止措置を施行。

-ただし、高危険施設のうち、流通物流センターは必須産業施設として集合禁止措置の対象から除外される。

### <集合禁止の対象となる高危険施設>

▲クラブ・ルームサロン等の風俗店、▲コーラテック、▲団欒酒店(カラオケバー)、▲キャバクラ、▲ナンパ居酒屋、▲カラオケバー、▲室内スタンディング公演場、▲室内団体運動(激しいGX類)、▲ビュッフェ、▲ネットカフェ、▲直接販売広報館員、▲大手学習塾(300名以上)

-集合禁止措置に違反する場合、感染症予防法第80条第7号によって、300万ウォン以下の罰金が賦課され、感染者発生時、入院・治療費及び防疫費用に関する求償権(損害賠償)が請求され得る。

○第三に、政府・自治体・教育庁及び所属・傘下機関で運営する室内国公立施設の運営を中断する。

○これ以外に、8月15日に発表され、ソウル・京畿地域において8月16日0時から既に適用されている2段階措置はそのまま維持される。

-仁川地域でも、それと同様の措置が8月19日0時から適用される。

-それ以外に、自治体で独自に施行した集合制限・禁止行政措置等の効力は自治体で別途解除時まで維持される。

### 〈ソウル・京畿地域で既適用中の2段階措置〉

▲スポーツイベントは無観客に変更

▲結婚式場、映画館、公衆浴場など、危険度が高い一部の不特定多数が利用する施設\*(12種類)に対して中核防疫ルールを義務化(集合制限)

\*学習塾、ゲームセンター、一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、ウォーターパーク、宗教施設、屋内の結婚式場、公演場、映画館、公衆浴場・サウナ・室内運動施設、マルチルーム・DVD鑑賞ルーム、葬儀場

▲社会福祉利用施設と保育園の休館・休園を勧告

▲幼稚園・学校の密集度を調整。

\*集団発生が持続される市・郡・区は遠隔授業へ転換、それ以外の首都圏地域の幼稚園・小中学校は登校人数1/3水準、高等学校は2/3水準に密集度調整

▲機関・企業における勤務密集度の緩和

## 3 教会防疫措置の強化案

○ソウル・京畿・仁川地域の教会に対して、8月19日0時から非対面の礼拝だけを許可し教会が主管するすべての対面会合、イベント、団体会食などを禁止する行政措置(集合制限)を実施する

○これについては、宗教界と協議して防疫強化に協力することとなっている。

## 4 8.15光化門区域の訪問者に対する措置案

○光復節の集会参加者及び接触者を迅速に把握し、災難SMS(ショートメッセージサービス)などを通じて自ら付近の選別診療所で診断検査を受けるよう継続的に催促する予定である。

-診断検査以降は、外出及び家族・知人との接触はできるだけ自粛して自宅において症状を継続的にモニタリングし、発症時には直ちに保健所に連絡することを案内。

## 5 社会的距離の確保の第3段階への引き上げ検討関連

○社会的距離の確保を第3段階へ引き上げる場合、①10名以上の集合・会合・イベントの禁止、②高危険施設のみならず、銭湯・映画館のうち、中危険施設まで営業中断、③オンライン授業への移行などの措置が施行される。

○第3段階への引き上げは、2週間のうち日々の平均感染者数が100名～200名以上、日々の感染者数が2倍に増加する『ダブリング現象』が1週間のうち2回以上発生する場合、医療体制の状況、社会・経済的費用、流行地域の特性など、さまざまな要素を考慮して決定する。

-この2週間、全国平均の感染者数は82.8名、首都圏の平均感染者数は72.6名であり、まだ引き上げ基準に満たない状況である。

○第3段階の措置は、国民の日常生活や庶民の経済に大きな影響を与えるという点を考慮して、感染拡大の推移を見守りながら検討する予定である。

## 6 今後の計画

○8月19日0時から強化された防疫措置が実施され、防疫措置が忠実に履行されるよう現場点検・管理などを強化する予定である。

-まず、8月30日までを想定して措置を実施するが、その後、感染拡大の状況を評価して措置の期間を調整することとする。

## 参考1

### 首都圏での社会的距離の確保の第2段階措置事項(8月19日～)

区分		措置事項(首都圏)	
措置	集会・ 会合・行事	○屋内 50 名以上、屋外 100 名以上の集会・会合・イベントの禁止	
	スポーツイベント	○無観客試合へ移行	
	不特定 多数が 利用す る施設	公共	○室内国公立施設利用客の運営中断
		民間	○高危険施設 12 種類* (流通物流センターは除外) 運営中断 *クラブ・ルームサロン等の風俗店、コーラテック・団欒酒店、キャバクラ、ナンパ居酒屋、カラオケバー、室内スタンディング公演場、室内団体スポーツ(激しいGX類)、直接販売広報館員、大型学習塾(300名以上)、ビュッフェ、ネットカフェ **自治体で該当施設の追加可能  ○高危険施設以外の不特定多数が利用する施設のうち、結婚式場、映画館、銭湯など危険度の高い一部の施設(12種*) 防疫ルールの義務化(集合制限) *学習塾、ゲームセンター、一定規模以上の一般飲食店(例:150㎡以上)、ウォーターパーク、宗教施設、室内結婚式場、公演場、映画館、銭湯・サウナ、室内スポーツ施設、マルチルーム・DVD鑑賞ルーム **自治体で該当施設の追加可能  ○社会福祉利用施設及び保育園の休館・休園を勧告 *緊急ケアなど必須サービスは維持
	学校	○集団発生が続く市・郡・区はオンライン授業へ移行 ○これ以外の地域は登校人数を1/3水準で密集度を調整 *高校は登校人数を2/3水準	
	機関 企業	公共	柔軟・在宅勤務などを通じて勤務人数を制限 (例:全人数の1/2)
		民間	公共機関と同様の水準で勤務人数の制限を勧告

## <国民行動指針>

① 発熱または呼吸器症状(咳、咽喉痛、筋肉痛等)など体調が悪い場合

は外出・出勤・登校を控える

② 医療機関への訪問、生活必需品の購入、通勤以外の、不要不急の

外出・集まり・外食・イベント・旅行などは延期または中止

● 飲食: 飲食店・カフェで食事するよりはテイクアウト又はデリバリー

\* 飲食時の感染事例が多数報告され、特に飲食を伴う行事・集まりは延期または中止が必要

● 運動: 運動施設に行くよりも家でホームトレーニング

● 友達・同僚との会合: 直接会うよりも、各々の家で非対面の会合

(PC、携帯電話を活用)

● ショッピング: 売場で購入するよりオンライン注文

③ 外出時は、マスク着用などの防疫ルールを遵守し、換気できず、人が

多い密閉・密集・密接(3密)された場所へは行かない

● マスク着用: 屋内では必ずマスクを着用し、屋外でも2mの距離を確保

することが困難な場合は着用する

\* マスク未着用の行為(飲食、歌を歌う、応援するなど)は自粛

● 距離確保: 人とは2m(最低1m)以上の距離を確保

● 飛沫が飛ぶ行為(声を叫ぶ、大声で歌う、応援等)、

身体接触(握手、抱擁等)を自粛

【原文URL】

[http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=04&MENU\\_ID=0403&page=1&CONT\\_SEQ=359073](http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=359073)